

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 7 日 (火) 第3286号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (5件) (社会福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 5
- 団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする決定 (農地整備課取扱い) 5
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 5
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 6
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 6
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7

公 告

- 河川法に基づく甲女川水系河川整備計画の公表 (河川課取扱い) 7
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 7
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 8

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 11

正 誤

- 鹿児島県公報第3275号の 3 (平成28年12月26日付け) の一部訂正 (商工政策課取扱い) 11
- 鹿児島県公報第2768号 (平成24年 1 月13日付け) の一部訂正 (都市計画課取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第113号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡龍郷町中勝字アツ田1338番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

西之表市住吉字城之山3535番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
ここにクリニック	大島郡和泊町手々知名780番地	平成28年10月 1 日
田淵歯科医院	南さつま市金峰町尾下293番地	平成28年10月31日
川内調剤薬局	薩摩川内市若葉町 3 番20号	平成28年10月31日
久留医院	薩摩川内市東向田町 4 番24号	平成28年11月 6 日

鹿児島県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社フミンケア	鹿屋市串良町下小原	訪問看護ステーション	鹿屋市串良町下小原	平成28年11

サービス	3106番地	ン以和貴苑	3106番地	月30日
------	--------	-------	--------	------

鹿児島県告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
ひかり歯科クリニック	阿久根市塩鶴町一丁目43番地	平成28年11月21日
久留医院	薩摩川内市東向田町8番1号	平成28年11月7日
あなたの薬局	志布志市志布志町安楽3012番地8	平成28年12月1日
かもだ通り薬局	始良市加治木町本町344番地	平成29年1月3日

鹿児島県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社以和貴会ケ アサービス	鹿屋市串良町下小原 3106番地	訪問看護ステーション 以和貴苑	鹿屋市串良町下小原 3106番地	平成28年12 月1日

鹿児島県告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社さわやか ライフ	日置市東市来町長里 5214番地	小規模多機能型ホーム 養母の里	日置市東市来町長里 5213番地2	平成28年 10月1日	小規模多 機能型居 宅介護
株式会社ワルツ	肝属郡肝付町新富 6675番地	居宅介護支援事業 所ワルツ	肝属郡肝付町新富 6675番地	平成28年 10月11日	居宅介護 支援
有限会社フレンズ メディカル	始良市加治木町新生 町130番地3	ふれんど薬局	始良市加治木町新生 町130番地3	平成28年 9月1日	居宅療養 管理指 導、介護 予防居宅 療養管理 指導
株式会社KOJIKI	鹿児島市武二丁目29 番2号4階	こじか調剤薬局	日置市伊集院町妙円 寺二丁目34番5号	平成28年 12月1日	居宅療養 管理指

					導，介 護予 防居 宅療 養管 理指 導
医療法人松翠会	薩摩川内市向田本町 18番11号	医療法人松翠会川 原クリニック	薩摩川内市向田本町 18番11号	平成28年 11月 1 日	通所リハ ビリテー ション， 介護予 防通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定施術機関として指定した。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	住 所	指定年月 日	施術の種類
新納純平	いちき串木野市湊町3063番地	平成28年 12月12日	あん摩マッ サージ指 圧，はり， きゅう

鹿児島県告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定施術機関として指定した。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月 日	施術の種類
福嶋裕子	福嶋整骨院 出水市米ノ津町16番22号	平成28年 11月 1 日	柔道整復
鏡堂至隆	佐多まごころ整骨院 肝属郡南大隅町佐多伊座敷3985番地	平成28年 12月 1 日	柔道整復
吉川遼太	RYOTA整骨院 薩摩川内市宮内町 5 番16号南栄ビル 1 階	平成28年 12月 5 日	柔道整復

鹿児島県告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		

フジワーク川 内店	薩摩川内市隈之 城町325番 3	株式会社フジブ ライド	薩摩川内市東向 田町 3 番 9 号	藤井 正己	平成29年 1 月 20 日	介護予防 通所介護
--------------	---------------------	----------------	-----------------------	-------	-------------------	--------------

鹿児島県告示第123号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科 目	指定年月 日
	名 称	所 在 地		
田代 篤史	医療法人徳洲会徳之 島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津 7588番地	内科	平成29年 1 月 27 日
松山 金寛	恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27番 22号	整形外科	平成29年 1 月 27 日

鹿児島県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、志布志市が行う土地改良事業団体営農業・農村活性化推進施設等整備尾野見和田地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年 2 月 8 日から同年 3 月 7 日まで
- 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第125号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量）
- 作業の期間 平成28年12月28日から平成29年 2 月 28 日まで
- 作業の地域 志布志市北部

鹿児島県告示第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成28年10月18日鹿児島県告示第938号で告示した公共測量の実施は、平成28年12月27日終了した旨の通知があった。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により霧島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項

において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
隼人都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 - (2) 名称 鴨池ニュータウン業務地区地区計画
明ヶ窪地区地区計画
南伊敷地区地区計画
武岡台地区地区計画
星ヶ峯南地区地区計画
南皇徳寺台地区地区計画
ニュータウン慈眼寺団地地区地区計画
与次郎ヶ浜地区地区計画
コモンシティ御所の杜地区地区計画
谷山文教・福祉地区地区計画
上福元町高柳地区地区計画
武岡ピュアタウン地区地区計画
桜ヶ丘ビュータウン地区地区計画
コンフォール坂之上地区地区計画
リオーネ・ヴェルデ地区地区計画
谷山第三地区地区計画
谷山駅周辺地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 隼人都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・3号日当山線
- 3 事業施行期間
平成24年 1 月13日から平成32年 3 月31日まで（変更前平成29年 3 月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

- 変更なし
- (2) 使用の部分
- 変更なし

始良・伊佐地域振興局告示第 4 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 2 月 7 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 1 月 25 日	伊佐市大口宮人 502番地146 伊佐交通観光株式会社 代表取締役 古田欣也	伊佐市大口篠原字土取 947番10	45.10	6.02～6.12

公 告

河川法に基づく甲女川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、甲女川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び熊毛支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（紙・文房具・事務用機器類）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類

を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年2月7日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

複写機用再生紙（A4判） 9式（詳細は、入札説明書による。）

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 所定の複写機用再生紙製品仕様書を平成29年3月10日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した複写機用再生紙製品仕様書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年2月7日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、複写機用再生紙（A4判）1箱（2,500枚入り）当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年3月22日午前9時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月22日午前11時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）大会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成29年3月10日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) この入札に係る契約は、平成29年 4 月 1 日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Plain recycled photocopier paper,A4size,9sets

- (2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

9:00 a.m. 22 March 2017

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3828

FAX 099-286-5643

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第14号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 2 月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A 緋弾のアリア II F P W	株式会社藤商事	6P1520
ぱちんこ遊技機	C R 沖 7 L M	マルホン工業株式会社	6P1544
ぱちんこ遊技機	C R 北斗の拳 7 転生 F C	サミー株式会社	6P1606
ぱちんこ遊技機	C R おそ松さん~THE・DRU M~K G - S	株式会社大一商会	6P1582
ぱちんこ遊技機	C R A おそ松さん~THE・DR UM~K S	株式会社大一商会	6P1589
回胴式遊技機	ラッキーベガス / K S	K P E 株式会社	6S1519
回胴式遊技機	呪怨 F S C	株式会社藤商事	6S1567
回胴式遊技機	攻殻機動隊 2 / Z S	サミー株式会社	6S1408
回胴式遊技機	パチスロ サクラ大戦 熱き血潮 に / X R	サミー株式会社	6S1598

正 誤

平成28年12月26日付け鹿児島県公報第3275号の3中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	上から10行目	2-1 外2筆	5227-22の一部 外6筆

平成24年 1 月13日付け鹿児島県公報第2768号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
8	下から18行目	及び	, 字小大園及び字鋤崎並びに